



Title	戦歿者寡婦特設教員養成所の設立
Author(s)	逸見, 勝亮
Citation	北海道大學教育學部紀要, 80, 297-326
Issue Date	2000-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29622
Type	departmental bulletin paper
File Information	80_P297-326.pdf



戦歿者寡婦特設教員養成所の設立

逸 見 勝 亮

ABSTRACT Masaaki HEMMI, *Establishment of Teacher Training Courses for the Warwidows in Japan during World War II.*

In September 1939, the Ministry of Health and Welfare -Department of Defence and the Ministry of Education and Science established Special Teacher Training Courses for the Warwidows at two Women's Higher Teacher Training Schools, in Tokyo and Nara as well as at six Women's Teacher Training Schools in Miyagi, Tokyo et al. This paper attempts (1) to verify the amount of warwidows in Japan; (2) to review social conditions of the warwidows as an object of legal and police authorities such as security matters, and (3) to review the government's worksettlement policy for the warwidows. Moreover, (4) a review of the establishment process of these Special Teacher Training Courses as well as the outline of their system is presented, and finally, (5) an analysis of the educational background, number of children and the husbands' military status of the firstly enrolled trainees, is done. By establishing these training courses as part of the worksettlement policy, the government and the army aimed at improving not only these women's financial situation but also extolling the family of the warwidows and making them "the role model of the wives who remained at the home front."

《目次》

はじめに	297
I 戦歿者寡婦数	298
II 治安問題としての戦歿者寡婦対策	299
III 戦歿者寡婦にたいする職業保障策	302
IV 戦歿者寡婦特設教員養成所の設置	305
V 第1回入所試験の実施とその結果	317

はじめに

『主婦之友』(1941年5月号)は、幼ない男児を抱きひとりの女兒をともなつて靖国神社で祈る女性を描いた鬼頭鍋三郎の「輝く対面」を、口絵に載せている。多色刷りである。「対面」とは戦死した夫・父親とのそれを指している。以下はこの口絵に付した西条八十の賛である。

無量のおもひ、額づけば／森巖たりや、神殿の――、／ああ、ここにこそ、なつかしの／良人の御霊住みたまふ。

涙にぬれし想ひ出も／いまは痕なし、―― 恙なく／嵐の中を生きぬきて／日本の母は笑みて立つ。

ふたりの吾子もすこやかに、／身は教壇に勇ましく／鍛ふ未来の国柱、／君、みそなわせ、
この姿。

尊いかなや、大稜威。／君国と共に生死する／夫婦の幸を想ふとき、／神苑の桜、珠と散る。

この絵には子どもも描かれてはいるが、賛にあるとおり主題は黒い紋付と袴をまとう女性である。彼女は教員である。若桑みどりは「この女性は夫を戦地へ捧げ、男子を生み、かつ少国民を育成している模範的存在として図像化された」と述べている⁽¹⁾。

「輝く対面」の女性が戦死者寡婦教員養成所出身者であるかどうかは不明だが、若桑がいうように教員となった戦死者寡婦は銃後女性の「模範的存在」であった。

軍事保護院は、1939年に戦死者寡婦を対象に、以下のように3種類の戦死者寡婦特設教員養成所（以下特設教員養成所と略記する）を女子高等師範学校・女子師範学校に設置した。

- (1) 戦死者寡婦特設中等教員養成所（東京女子高等師範学校、特設中等教員養成所と略記する）
- (2) 戦死者寡婦特設小学校教員養成所（宮城・東京・岐阜・兵庫・広島・熊本女子師範学校、特設小学校教員養成所と略記する）
- (3) 戦死者寡婦特設幼稚園保姆養成所（奈良女子高等師範学校、特設幼稚園保姆養成所と略記する）

なお、軍事保護院は1944年3月で奈良女子高等師範学校に設置していた特設幼稚園保姆養成所を廃止し、同年4月に戦死者寡婦特設奈良中等教員養成所を設置した。

敗戦後は特設教員養成所は募集を停止し、1947年にはすべて廃止となった。

これらの施策は、1937年以降戦死者の増加に伴い数十万におよんだ戦死者寡婦に対する職業保障策の一環であった。

従来の教員養成史研究が、戦死者寡婦を対象にした教員養成制度についてとりたてて注意を払ったことは皆無に等しい⁽²⁾。

本論文は、宮城県庁文書、奈良女子高等師範学校文書、雑誌、新聞などを主な史料として、戦死者寡婦対策を概観し、戦死者寡婦特設教員養成所の設置の経緯と制度的実態を明らかにすることを課題とする。

I 戦死者寡婦数

日本では1937年以降幾人の戦死者寡婦が生まれたのであろうか。その正確な数を知ることは容易ではない。戦死者寡婦数を明らかにすることは戦死者数を明かすことでもあり、敗戦までに政府がこの種の数値を明らかにしていたとは考えにくいからである。そして、私が調べた限り戦死者寡婦数に関する統計を見出すことはできなかった。

1950年9月15日付『日本遺族会通信』は、遺族世帯数は23府県で81万2000世帯であり、全国では遺族世帯は162万4000世帯、遺族は759万6000人となると推計している⁽³⁾。

1978年に厚生省が発表した戦死者は239万9600人だという数字は、戦死者寡婦数を推し量るためのひとつの手掛かりである⁽⁴⁾。

ここでは試みに敗戦後の「未亡人」に関する統計類から戦死者寡婦数を推定しておこう。

厚生省児童局保育課「未亡人調査一覧表（1949年1月）」によれば、1949年1月10日現在における寡婦数は、187万7161人であった⁽⁵⁾。

「涙に訴える辛さ——希望は我が子の成長に」（1949年3月20日付『東京新聞』）によれば、

寡婦の33.2%はその原因を「戦争死」と回答している。ちなみに他の項目への回答率は、自然死が45.2%、離婚が12.0%、「未復員」が2.6%、無回答が5.8%である。ただし、調査範囲と実数は不明である⁽⁶⁾。

労働省婦人少年局が作成した1948年10月「女世帯生活実態調査報告書〈第一報〉——東京都女世帯調査の分」によれば、「夫と別れた理由」が戦死である女性は171人で、調査対象総数1110人の15.4%にあたる⁽⁷⁾。

「激流を泳ぐ細い腕——県下未亡人の生活白書」（1950年2月14日付『下野新聞』）によれば、栃木県下の1万3000人の寡婦のうち、40%にあたる5500人が戦死、戦病死、戦災死で夫を失っている⁽⁸⁾。

「未亡人調査一覧表（1949年1月）」が掲げた187万7161人に、「涙に訴える辛さ——希望は我が子の成長に」の寡婦率33.2%を機械的にあてはめれば、戦歿者寡婦は62万3217人となる。また、同様に「女世帯生活実態調査報告書〈第一報〉——東京都女世帯調査の分」の寡婦率15.4%を機械的にあてはめれば、28万9082人となる。

このように並記してみれば、いずれも寡婦数を特定するには不十分足らざるを得ないが、今は概数を推定するほかはない。

II 治安問題としての戦歿者寡婦対策

1939年に司法省刑事局がとらえた徴兵および戦傷死者遺家族像は以下のとおりである。

……国民一般は能く聖戦の目的を体し、殊に出征（戦傷死を含む）者遺家族に於ては出征者を出したことにより、より直接、且、より深刻に精神的乃至は経済的打撃を蒙む場合が多いにも不拘、出征者遺家族としての名誉を重んじ、自粛自戒、事変の齎す種々の犠牲をも甘受し、相互扶助の精神を以て能く困苦欠乏に堪へ、聖戦の目的遂行に協力し、銃後の守りを益々強固ならしめつつあり、洵に心強き限りと言はねばならぬ。

然し乍ら、国民の一部、及特に、出征（戦傷死）者遺家族の一部少数者の間に於て、或は聖戦目的に無頓着なるか、或は事変の長期化に伴つて精神の弛緩を生じたるか、又は当面の犠牲の堪へ難さに精神的余裕を失ひたるため、遺憾の言動に出づる者なしとせず、特に、出征（戦傷死）者遺家族中、或は戦死者を繞り戸籍相続問題、賜金扶助料に関し紛争を生じ、或は風紀上に面白からぬ問題を惹起し、或は応召出征乃至戦傷死者の処遇、家業、生計、銃後援護の問題等に付き諸種の不平乃至不満の声をなす者のあることは銃後治安の確保上深甚なる注意を要する事柄と云はねばならない。……事変の影響を直接、且、深刻に受ける者は出征（戦傷死）者遺家族、殊にその中産階級以下であり、且、叙上の不平不満の因つて来る所を察すれば、多くはかくの如き事変の影響に因り蒙つた家業、及生計上の諸種の不如意がその最大の原因をなしてをり、共產主義その他所謂左翼思想的背景に出づるものと思料せらるるものは、現在迄の報告によれば皆無であるが、対支建設工作の進行につれ、その建設工作の銃後国民の生産乃至は社会生活に及ぼすべき影響の益々甚大なるを致すべきことを考へるときは、この種不満の声と雖も思想的背景なしとの故を以て之を放置することの出来ないものがある⁽⁹⁾

なかでも、「或は戦死者を繞り戸籍相続問題、賜金扶助料に関し紛争を生じ、或は風紀上に面白からぬ問題を惹起し、或は応召出征乃至戦傷死者の処遇、家業、生計、銃後援護の問題等に付き諸種の不平乃至不満の声をなす者のあることは銃後治安の確保上深甚なる注意を要する事

柄」という部分が戦歿者寡婦対策にかかわる重要な指摘であることはいうまでもない。そして、おそらく「風紀上に面白からぬ問題」こそが司法当局にとってはもちろんのこと、世間の耳目を集めた関心事であった。

以下に掲げるある戦歿者寡婦の回想はそのことを当事者の側から裏付けている。

未亡人になったとなったら、世間の人達まるっきり勝手なことというもんだナス。中には、「いっそのことじさまと一緒に（夫婦に）なったらよがんべえじえ」とまでいった人もあったという話だったマス。冗談にいったことだべども、中にはそんな目で見てる人もあったんだベナス。……

他所さ日手間取り（日雇）に行って遅くなって帰って来ると、「戦死者の妻のくせに夜遅くだしねえ」って、入口さ棒かって中さ入れられねえこともあったったンス⁽¹⁰⁾

ここには先述の口絵「輝く対面」とは対照的に、周囲が「寄ってたかっていたためつけてきた」（大牟羅良）⁽¹¹⁾ 戦歿者寡婦の姿がある。

ところで、「風紀上に面白からぬ問題」については、警察の把握が一層鮮明であった。『秋田県警察史』によれば、1937年から1943年の間の「時局犯罪の状況」は次のようであった。

昭和十二年七月には時局犯罪はなかったが、八月になって緊張もしだいに高まってくると、応召忌避一件、徴発忌避一件、応召を装う詐欺三件、慰問金詐欺二件、造言飛語二件、住居侵入一件のほか窃盗、餞別横領など合わせて十三件が発生した。そのため同年九月、銃後治安を確立するため本県ではこれら時局犯罪を重要犯罪に指定し検挙必罰主義で臨む一方で、応召遺家族に自戒心涵養めざして印刷物を全家庭に配布した。しかし、九月中の発生をみると他の犯罪に比べて、応召遺家族に対する犯罪が十一件と減少せず、逆に住居侵入などは六件におよんだ。そこで防犯を兼ねて、一せい取締まりを行なうなど積極的に応召軍人留守宅の保護にあたった。……

昭和十三年になると前線の軍人が家郷の報道を耳にして、妻の貞操について警察に照会がきたこともあった。しかしこの年には臨時馬の移動制限違反五四件について、住居侵入が二九件も検挙され、妊娠する者も出たので、さらに名誉ある軍人の妻としての自覚を促し、婦人団体と共同して指導につとめた。しかし、十四年にはますます風紀問題が増加したので、婦人団体の長を毎月一回以上応召軍人遺家族を訪問させるなどその予防につとめたが、住居侵入は五八件、強姦三件が発生した。そのほか町村役場吏員による詐欺・横領などが多く、三年目ともなると緊張のゆるみも見られた。十五年には経済統制の強化に警察力を集中したが、帰還軍人が多くなり住居侵入は十八件に減少した。一方姦通の告訴が四件、嬰兒殺し一件という悲惨な事件もあった。十六年から住居侵入は再び多くなり十八年は十四年につぐ五七件をかぞえ、嬰兒殺しも毎年発生し墮胎も十八年には六件に達した⁽¹²⁾

「時局犯罪検挙調」（『秋田県警察史』下巻）から「応召遺家族に対する加害罪」「遺家族関係犯罪」を適記して〈表－1〉に掲げた。

「応召遺家族に対する加害罪」では、「住居侵入」罪検挙件数が266件で全416件中の63.94%を占め、検挙人数は273人で全408人中の66.91%を占めた。「住居侵入」が抜きん出て多かったのである。しかも、「住居侵入」が二九件も検挙され、妊娠する者も出たので、さらに名誉ある軍人の妻としての自覚を促し、婦人団体と共同して指導につとめた。しかし、十四年にはますます風紀問題が増加したので、婦人団体の長を毎月一回以上応召軍人遺家族を訪問させるなど

〈表－１〉 応召遺家族に対する加害罪検挙件数・検挙人数
(上段が検挙件数, 下段が検挙者数)

年度 事由	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	合計
窃 盗	5	12	10	4	3	4		2	50
	7	15	10	11	3	4		1	51
強 盗		1			1				2
		1			1				2
強 姦		1	3		2		5	1	12
		1	3		2		4	1	11
詐 欺	4	9	20	5	4	4	5	2	53
	5	8	24	5	4	4	5	2	57
横 領	4	8	2	1		2			17
	5	8	2	1		2			18
傷 害	3	4	3		5	1			16
	3	4	3		5	1			16
住居侵	10	29	58	18	34	34	57	26	266
	10	29	60	18	34	34	39	29	273
合 計	36	64	96	28	49	45	67	31	416
	30	66	102	35	49	45	48	33	408

(出典)「時局犯罪検挙調」(秋田県警察史編さん委員会編『秋田県警察史』下巻, 秋田県警察本部, 1971 年, 312 頁)

その予防につとめた」との記述に明らかなように,「住居侵入」は徴兵遺家族あるいは戦没者寡婦の「風紀問題」であった。しかも,ここでは「住居侵入」は「住居侵入」した者の側の犯罪であって,「軍人の妻」の名誉を傷つけているという警察の認識を覆い隠してもいた。

警察が検挙におよんだ事由と件数・人数は〈表－２〉のとおりである。ただし,徴兵遺家族・戦没者寡婦の区別はつけられない。

〈表－２〉 徴兵遺家族関係犯罪検挙件数・検挙人数
(上段が検挙件数, 下段が検挙者数)

年度 事由	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	合計
姦 通			2	4	1				7
			2	6	2				10
嬰兒殺				1	1	1	1	1	5
				1	1	1	1	1	5
墮 胎							1	6	7
							1	6	7
収 賄		1	11						12
		1	3						4
贈 賄		8	11						19
		8	11						19
合 計		9	24	5	2	1	2	7	50
		9	16	7	3	1	2	7	45

(出典)「時局犯罪検挙調」(『秋田県警察史』下巻, 312 頁)

〈表－3〉 応召並戦死者遺家族妊娠状況

年度	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	合計
件数	3	10	10	9	26	37	8	103

(出典)「応召並戦死者遺家族妊娠状況表」(『秋田県警察史』下巻, 313 頁)
 秋田県警察は「これが取締りの強化にも力を注いだ」⁽¹³⁾と述べている。このような統計の存在は、警察が徴兵遺家族・戦死者寡婦を日常的に監視していたことを明瞭に示している。

7 件の「姦通」、5 件の「嬰兒殺」、7 件の「墮胎」について警察が論ずべきは、いうところの「風紀問題」であったはずである。しかし、そこには「不義」の結果とはいえない事例を含んでいた可能性はあるだろう。

〈表－3〉に掲げた「応召並戦死者遺家族妊娠状況」は、秋田県警察が捕捉した「事変以来の不義の妊娠」事例である。ここでも徴兵遺家族・戦死者寡婦の区別はつけられない。

III 戦死者寡婦にたいする職業保障策

私が調べた限りでは、戦死者寡婦の全般的な生活困窮状態を示す史料を得ることはできなかった。戦死者遺家族一般の状況を大阪控訴院管内（京都・大阪・神戸・奈良・大津・和歌山・徳島・高松・高知）の例にそくして踏まえておくこととする。「戦死傷者遺家族の生活状況調」（「自昭和十二年七月乃至同十三年四月 大阪控訴院管内支那事変に因る社会情勢調査書（大阪控訴院検事局報告）」）によれば、調査対象 9338 例中「戦死傷に因る遺家族の生活困難を来したるもの」は、2512 例 (26.90%)、「生活困難は来たさざるも相続または家業継続上困難を来したるもの」は 828 例 (8.87%)、「然からざるもの」は 5998 例 (64.23%) であった。36%が生活、相続、家業継続に打撃を受けている⁽¹⁴⁾。ほぼ 1 年後の同様の調査「自昭和十三年五月至昭和十四年六月 大阪控訴院管内支那事変に因る社会情勢調査書（大阪控訴院検事局報告）」では、調査対象 3 万 946 例中「戦死傷に因る遺家族の生活困難を来したるもの」は、3090 例 (9.99%)、「生活困難は来たさざるも相続または家業継続上困難を来したるもの」は 3804 例 (12.29%)、「然からざるもの」は 2 万 4052 例 (77.72%) であった⁽¹⁵⁾。22%が生活、相続、家業継続に打撃を受けている。ふたつの調査が、家族を戦死・戦病死で失っても三分の二以上が生活、相続、家業継続に何の影響も受けなかったと述べているのは信じがたい。

そして、次のような証言を引くまでもなく、生活の不安と困窮とが戦死者寡婦にふりかかった最も重要な問題であった。

突然の戦死通知で一時は全く途方に暮れましたが、今では少々心も落ち着きました。貧乏な私共は今後どうしてやつて行けるのか心配です。去年の秋の収穫時には青年団や附近の人々の御情で収穫は済みましたが、夫が出征前の借財があつたので之を返済する為米は売払い、役場へ御願ひして軍事扶助を頂いて居りますが、子供が多く、私も子供に手がひけて仕事が出来ず今後が心配です⁽¹⁶⁾

まさに生活の不安を打開するためにこそ、戦死者寡婦援助対策が必要であったが、政府の戦死者遺族対策は具体的であったようにはみえない。1938 年 10 月 5～11 日に設定した「銃後後援強化週間」においても、戦歿軍人遺族にたいする「援護ノ完璧ヲ期セントス」ることにはなっていた。「銃後後援強化週間実施要綱」は、墓参・黙祷・慰霊祭・勤労奉仕・戦歿者と遺族の名

誉に関する教化・自営業の維持継続支援・善行者表彰などを課題としたが、遺族の就業については「家族等ノ就職ヲ容易ナラシメル」ために各種産業団体・事業主に「自発的」な雇傭・優遇措置を求めたにとどまった⁽¹⁷⁾。

厚生省は、1939年4月21日付各地方長官宛厚生次官通牒「戦死者遺族ノ授職補導事業助成ニ関スル件」で、1人につき年額150円の授職補導助成金を支給するので、5月20日までに交付申請書を提出するよう指示した。「家門ノ顕揚」のために「授職補導ヲ為シ勤労精神ヲ涵養セシメ社会的経済的ニ独立自営スルノ素地ヲ作ラシムル」のが趣旨である。厚生省臨時軍事援護部遺族援護課長は授職補導対象職種に、和洋裁縫、各種手芸、産婆、看護婦、教員、保姆、美容、調髪、生花、茶ノ湯、自動車運転、製図、機械を例示した。厚生省は、戦死者寡婦・遺児・戦死者が扶養していた弟妹らが技能習得訓練あるいは資格取得の機会を得られるよう助成金支給制度を設けたのである。もっとも、通牒には「助成ノ必要ナキモノニ之ヲ為シ又ハ徒ニ援護ニ慣ルルガ如キコト無カラシムル様留意セラレ度キコト」ともあり、実際の運用がごく限定的なものと予想するのはたやすい⁽¹⁸⁾。

1939年5月2～8日に開催した地方長官会議で5月5日に厚生省が示した指示事項「戦死者遺族に対する援護に関する件」は以下のように、「旺盛なる精神力」「自奮自励」をいうばかりでいかにも抽象的であった。

戦死者遺族に対する援護は各位の努力に依り其の実績を収めつつある所なるも国民の遺族援護に対する認識を一層深からしむると共に遺族をして旺盛なる精神力を涵養せしめ自奮自励名誉ある家門を顕揚し戦死者の意志を継承して君国に殉ずるの志操を昂揚せしむるは最も肝要と思料せらるるに就ては今後一段の工夫を凝らし以て遺族の援護に遺憾なきを期せられたし⁽¹⁹⁾

1940年には、軍事保護院は「遺族援護の根本方針」は、「(戦歿軍人軍属)は「尽忠報国の亀鑑として其の英霊は靖国神社に護国の神として祀られ、其の忠烈遺勲は後世永く国民の景仰して已まぬ所である。此の事たる戦歿軍人軍属にとつて此の上なき名誉であると同時に、又其の遺族にとつても家門至高の荣誉でなければならぬ。戦歿者遺族援護対策は、何より先ず遺族をして斯かる名誉ある家門を永く維持し、益々之を顕揚せしめること」と述べていた⁽²⁰⁾。そのうえで戦死者寡婦たちの「今後が心配です」という言に、職業保障策の必要性を次のように対置したのである。

遺族をして賜金扶助料のみに依存することなく大に勤労精神を涵養し、其の生活の基礎を鞏固ならしめる上に於て、授産及職業補導の事業は最も重要な意義を有するものであつて、殊に職業補導のことは遺族に対し前途に光明と希望とを与へ、将来社会的経済的に独立自営するの素地を作らしめる上に不可欠な緊要事と謂はなければならぬ。而して之が措置を講じ、施設を為すに当ては、其の対象が多く婦人であることに鑑み之に適する種目を選定すると同時に、幼児を擁する寡婦の勤労を容易ならしめるが為、之等施設には託児施設を附設することが望ましく、又家庭授産の指導普及に付ても十分意を用ひる所がなければならぬ⁽²¹⁾

ここでの職業補導のひとつの形態は、道府県に助成金を交付して、戦死者の寡婦・遺児・扶養者であった弟妹を対象に、「将来一定の職業に就く為に必要な技能の習得」を目指すことであった。職種は、和洋裁、手芸、産婆、看護婦、教員、保姆、美容術、調髪、生花、茶の湯、自動車運転技術、製図、機械製作、タイプライターなどであった。「戦死者遺族ノ授職補導事業

実施状況調(一九三九年十月十日現在)」では、1939年度に職業補導委託事業に参加しているのは全国で361人で、そのうち和洋裁が241人で最も多く三分の二を占めている。以下、教員・保姆が43人、生花・茶の湯が31人、産婆・看護婦が15人、美容術・調髪が8人、手芸が6人、タイプライターが4人、自動車運転が3人、製図・機械製作が2人、その他が8人である。職業補導委託事業参加予定者は1234人であった。1939年度は予定者を含めても1595人に過ぎなかった⁽²²⁾。軍事保護院は、1939年度の職業補導委託事業参加者が361人であったのは、遺族へ十分周知徹底していないからだとして述べた⁽²³⁾が、1940年度の職業補導委託事業参加者は1354人であった⁽²⁴⁾。

政府にとって遺族援護の根幹は、「実に戦死者遺族をして克く其の矜持を堅持し自奮自励家庭の強化に努め益々其の名誉ある家門を顕揚せしめる様精神指導の強化徹底」をはかることにあった⁽²⁵⁾。

1941年1月11日、軍事保護院は地方長官宛に「戦死者遺族ノ精神指導ニ関スル件」を通牒し、「戦死者遺族指導要綱」を示した。

戦死者遺族要綱

一 指導目標

戦死者遺族ヲシテ益々其ノ家門ノ名誉ヲ顕揚セシムル様精神指導ニ努ムルハ戦死者遺族援護対策ノ根幹ニシテ之ヲ外ニシテハ諸般ノ物的援護モ其ノ成果ヲ期シ難シ而シテ之ガ指導ニ当リ主眼トスベキ事項概ネ左ノ如シ

- (一) 君国ノ為ニ身命ヲ捧グルハ日本臣民ノ本分ニシテ皇恩ノ万一ニ報ヒ奉ル所以ナルニ特ニ思召ヲ以テ戦死者ノ英霊ヲ靖国神社ニ祀ラセラル、遺族ノ上ニ深キ御仁慈ヲ垂レサセ給フハ一家一門ノ無上ノ光栄ニシテ真ニ有難キ極ミナルコトヲ悟得シ自奮自励愈々奉公ノ誠ヲ效サシムルコト
- (二) 常ニ修養ニ努メ品性ヲ磨キ報恩感謝ノ念ヲ以テ世ニ処シ世人ノ尊敬ト支援トニ応ヘシムルコト
- (三) 家門ノ名誉ヲ念ヒ我国家族制度ノ美風ニ則リ相互ニ慈愛孝養ノ徳義ヲ敦クシ私心ヲ捨テテ一家協同親和ノ実ヲ挙げシムルコト
- (四) 子弟ヲシテ心身共ニ健全ナル発達ヲ遂ゲ将来忠良ナル国民タラシムル様其ノ保育教養ニ努メ以テ戦死者ノ盡忠報国ノ精神ヲ承ケ継ガシムルコト
- (五) 徒ニ国家社会ノ恩典優遇ニ依存シエ無為坐食スルコトナク独立自営ノ覚悟ヲ固クシ勤労ヲ旨トシテ家庭経済ノ確立ヲ図ラシムルコト

二 指導方法

- (一) 遺族ノ精神指導ハ道府県、市区町村及市区町村銃後奉公会ニ於テ之ヲ企画実施ニ当ルベキモノトス
- (二) 遺族ノ精神指導ニ付テ多数遺族ヲ対象トシテ行フ一般の指導ノ外遺族ノ性格、教養、年齢、職業、環境其ノ他個々ノ実状ニ即シ個別の指導ヲ行ヒ両者相俟ツテ其ノ万全ヲ期スベキモノニシテ之ガ方途概ネ左ノ如シ
 - (1) 一般の指導方法
 - (イ) 各種会合開催

適当ナル指導者ヲ中心トシテ遺族ノ修養会、懇談会ヲ開催シ又遺族指導ノ為ノ

講演会，映画会等ヲ催スコト

(ロ) 善行者表彰

指導目標ニ照ラシ模範トスルニ足ル行為アリタル者ヲ表彰シ一般戦没者遺族ニ
対スル垂教ノ資タラシムルコト

(ハ) 教化用印刷物ノ作製配布

(2) 個別的指導方法

道府県及市区町村銃後奉公（市区町村軍事援護相談所）ニ遺族ノ親身ノ相談相手
トナルベキ婦人ヲ置キ家庭訪問等ニ依リ遺族ノ身上家事万般ニ付指導ヲ行ヒ之ヲ
通ジ常ニ遺族ノ個別的精神指導ヲ為サシムルコト尚遺族ノ個別的指導ニ付テ方面
委員ノ積極的協力ヲ求ムルコト

(三) 遺族ヲシテ修養ニ努メ指導目標ノ実践ヲ期セシムル為ニハ其ノ根柢トシテ信仰心
ヲ涵養セシムルコトガ最モ肝要適切ナルヲ以テ遺族ノ指導ニ当ル者ハ此ノ点ニ付キ
特段ノ意ヲ用フベモノトス

(四) 遺族ガ隨時会合ヲ催シ相互ニ親睦ヲ図リ修養ニ努ムルハ極メテ適當ナルモ之ガ為
特ニ遺族会等ノ団体ヲ結成スルハ種々ノ点ヨリ相当考慮ヲ要スルモノアルヲ以テ之
ヲ避ケ斯ノ種会合ハ市区町村銃後奉公会主催ノ下ニ之ヲ実施スベキモノトス但シ遺
族中ニ適任者アル場合ハ必ズ之ヲ市区町村銃後奉公会教養部委員ニ加ヘ遺族ノ会合
等ニ付幹旋ヲ為サシムルコト

(五) 遺族ニ対スル各種慰安ノ催ニ付テハ其ノ内容及方法ヲ指導目標ニ副ハシムル様
意スベキモノトス

(六) 修養会，懇談会ニ付テハ左ノ点ニ留意スベキモノトス

(1) 遺族ト家族トハ可成別個ニ会合セシムルコト

(2) 遺族全般ノ会合ノ外適宜戦没者ノ妻，父母等ノ会合ヲ催スコト

(七) 以上ノ外遺族ニ対シ職業補導，教員養成，遺児育成助成，軍事扶助其ノ他各種援
護ヲ実施スルニ當リテハ常ニ遺族個々ノ実状ニ即シ個別的精神指導ニ努ムベキモノ
トス

遺族の誓

- 一 私共遺族は皇恩の忝さを肝に銘じ愈々御奉公を励みませう。
- 一 私共遺族は常に修養を怠らず感謝の気持ちで世に処しませう。
- 一 私共遺族は家門の誉を念私心捨てて一家の和合を図りませう。
- 一 私共遺族は子供を立派に育て上げ父兄の遺志を承継がせませう。
- 一 私共遺族は徒に他に頼らず勤労旨生活の基を固めませう。⁽²⁶⁾

天皇に感謝しつつ「自奮自励」して家門を護れというわけである。「遺族の誓」5カ条はその
集約的表現である。そして，戦没者寡婦は「遺族の誓」を体現するに最もふさわしい存在であっ
た。

IV 戦没者寡婦特設教員養成所の設置

調べた限り，国立公文書館は，特設教員養成所に関する軍事保護院・厚生省・文部省公文書
史料を保存していない。厚生省・文部省における特設教員養成所設置の準備過程を示す公文書
史料の所在は，今のところ不明である。

特設教員養成所に関する政府の動勢を伝えた最も早い記録は新聞記事である。1939年3月19日付『東京朝日新聞』（夕刊）は、文部省が中心となって戦歿者寡婦を対象として女学校・小学校教員養成を計画し、厚生省と共同研究を進めていると次のように報じた。

砲火の洗礼を生きし白衣の勇士達を教壇に立たせやうといふ計画が厚生省から発表され、感銘を与へてゐる折柄、今度は文部省が中心となり戦歿勇士の未亡人を女学校や小学校の教員に任用しようといふ計画を立て目下厚生省と共同研究を進めてゐる。

事変以来護国の英霊となつた戦歿勇士の未亡人に対しては厚生省では遺族扶助課が中心となり夫々洋裁や裁縫等職業の指導斡旋を試みてゐるが、文部省ではこれらの未亡人の中、女学校卒業程度の学力を持つ婦人約二百六十名をその希望により師範学校並びに東京・奈良両女高師に入学せしめ、小学校の教員や、女学校の家事裁縫の教師に任用し、生活戦線の一助にすると共に、子女の教育とかねて払底を告げる教員飢饉に対処しやうといふ一石三鳥の計画で、前記二百六十名の未亡人の中高師収容予定数は約六十名、他の二百名は全国から師範学校を三校指定配属するが、実際の希望者は之より幾分減少するものとみられ、厚生省との折衝がまとまれば今秋からでも実施したい意向である

戦歿者寡婦対策を「教員飢饉」対策と重ねて構想しているという報道である。教員の不足については、荒木貞夫文部大臣も、地方長官会議（1939年5月4日）の訓示で「近時諸般の情勢は小学校、中等学校教員の充足を相当困難ならしめ特に最近経済事情の変化に伴ひ時に教育者としての信念の動揺を来し延いては教職を退きて他に転出を望むが如き者を生じ甚だ遺憾とするところ」と述べていた⁽²⁷⁾。少なからぬ道府県で、再募集を余儀なくされるほどまでに師範学校志願者が減少するという事態が生じていた。「一石三鳥の計画」は大仰な表現だが実態を反映してゐた。この報道には幼稚園保母養成所については言及がない。

次いで、厚生省・文部省の動向が判明するのは、1939年4月21日付各地方長官宛厚生次官通牒「戦歿者遺族ノ授職補導事業助成ニ関スル件」においてである。通牒に添付した厚生省臨時軍事援護部遺族援護課長の留意事項第四項には次のようであった。

戦歿者寡婦ニ対スル中等学校教員小学校教員・保母ノ養成ニ関シテハ本省ニ於テ文部省ト協議ノ上別途計画ナルモ之カ実施ノ上ハ学資ニ不足ヲ生スル向ニ対シテハ本事業中ヨリ助成スルモ差支ナキコト⁽²⁸⁾

これにしたがえば、1939年4月には厚生省主導のもとで文部省と協議しながら、戦歿者寡婦を対象とする中等学校教員・小学校教員・幼稚園保母養成を計画していたこととなる。

文部省は、1939年5月12日付で宮城県知事宛に次のような照会を送り回答を求めた。

拝啓陳者今般本省並に厚生省協同の下に戦歿者寡婦に対し尋常小学校本科正教員（若は専科正教員）養成講習を実施致すことと相成右施設を貴県に委託し貴県女子師範学校に於て来る九月より開始致度意向に有之候に就ては委細別紙要項に依り御承知の上至急何分の御都合御回報相成度此段以内翰及照会候⁽²⁹⁾

ここには特設教員養成所設置を準備していたのはあたかも文部省であるかのように「本省並に厚生省協同の下」とあるが、女子師範学校に設置する以上文部省が対応したに過ぎない。

照会に添付した「戦歿者寡婦小学校教員養成所要項」は次のとおりである。

一、目的

今次事変ノ戦歿者寡婦中小学校教員ニ適スル素質ト熱意トヲ有スル者ニ対シテ必要ナル学科ヲ授ケテ小学校教員タラシメ以テ前途ニ光明ヲ与フルト共ニ併セテ自活ノ途ヲ得セ

シメントスルモノナリ

一、場所

道府県師範学校 六校

一、講習期間 一年

一、学科及定員

地方ノ実情ニ即シ尋常小学校本科正教員養成所若ハ小学校専科正教員養成所ノ中適宜ソ
ノ一ヲ置ク

各所毎年度二〇名宛（二ケ年募集）

一、入所資格

高等女学校卒業者及之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ

一、入所者選抜方法

前項ノ志望者ニ就キ人物、身体及学力ヲ考査ノ上決定ス

一、修了後ノ特典

修了者ニハ履修シタル学科ニ応シ地方長官ニ於テ無試験検定ニ依リ尋常小学校本科正教
員若ハ小学校専科正教員免許状ヲ授与スルモノトス

一、学科目及毎週教授時数ハ師範学校講習科ニ準ス

一、人件費、養成費、寄宿舎費（借家料等）等所要経費ハ国庫ヨリ補助ス

宮城県は5月18日に文部省普通学務部長宛に了解する旨を次のように返信した。

拝復陳省本月十二日御内照相成候戦役者寡婦の尋常小学校本科正教員養成講習に関し本県
女子師範学校に於て開始の御意向ある趣に有之候処本県に於ては支障無之候間御了承相成
度⁽³⁰⁾

1939年3月19日付『東京朝日新聞』（夕刊）では、女子師範学校3校に設置するとあったが、この要項では6校となっている。この間の経緯は不明である。また、「各所毎年度二〇名宛（二ケ年募集）」と、2年間だけ募集することになっており、文部省は当初はごく短期間の制度として構想していた。

何かの手違いがあったのであろう。文部省は5月26日に宮城県知事宛に「五月^(マ)十三日照会ノ尋常師範学校本科正教員養成講習ヲ貴県ニ開設ノ件何分ノ義折返シ電報ニテ御回報相成」と回答を督促した（宮城県が電報文の略語を起こした文章に従った。）。これに対し、宮城県は「五月十二日照会ノ尋常小学校本科正教員養成講習ヲ女子師範学校ニ開設ノ件支障ナキ旨五月十八日回答セリ」と打電した⁽³¹⁾。これ以前の史料は未見だが、文部省が特設教員養成所設置府県を定めたうえで、宮城県に事前に設置について折衝していた可能性はあろう。文部省は上記要項を他の設置予定府県へも送付したであろう。中等教員養成所・幼稚園保姆養成所に関する東京・奈良両女子高等師範学校とのやり取りについては今は不明。

1939年5月17日付『東京朝日新聞』は、文部・厚生両省間で進めていた「戦歿勇士の未亡人を教員に再教育」する計画の予算が決定し9月から実施することとなったと報じた。おそらくこの時までには、設置予定府県への文部省照会に対する回報は寄せられており、特設小学校教員養成所設置府県は確定していたであろう。1939年6月8日付『東京朝日新聞』は、「文部省の未亡人再教育案が決定した」と伝えた。新たに判明したのは、小学校教員養成所の設置箇所は、東京・宮城・岐阜・兵庫・広島・熊本の6女子師範学校、3種類いずれの特設教員養成所も入学資格は高等女学校卒業あるいは同等以上の学力あるものという点である。

ついで、1939年6月21日付『東京朝日新聞』は6月20日に「入所規定を決定、厚生省から地方長官に通牒した」と、高等女学校を卒業していない者には資格試験を課し、寄宿舍・託児所を設置し、試験を小学校教員養成所については8月24・25日に、中等教員養成所については8月28・29日に実施する旨報じた。この報道によれば、特設教員養成所が「厚生省」の所管に属することは明らかである。ここでも経緯は不明である。

ところで、6月20日に「入所規定を決定、厚生省から地方長官に通牒した」という『東京朝日新聞』の報道は、以下のような一連の1939年6月20日付厚生省通牒にもとづくものであった。

- (1) 宮城県知事宛厚生次官名通牒「戦死者寡婦ノ小学校教員養成施設ニ対スル国庫助成ノ件通牒」(厚生省発臨軍第28号)
- (2) 宮城県知事宛厚生省臨時軍事援護部長・文部省普通学務部長連名通牒「戦死者寡婦小学校教員養成事業打合せ開催方ニ関スル件」(厚生省発臨軍第31号)
- (3) 各地方長官宛厚生省臨時軍事援護部長・文部省普通学務部長連名通牒「戦死者寡婦教員養成ニ関スル件」(厚生省発臨軍第32号)
- (4) 特設小学校教員養成所設置府県知事宛厚生省臨時軍事援護部長・文部省普通学務部長連通牒「戦死者寡婦ノ小学校教員養成ニ関スル件依命通牒」(厚生省発臨軍第33号)
- (5) 東京女子高等師範学校長宛厚生省臨時軍事援護部長・文部省普通学務部長連名通牒「戦死者寡婦中等教員養成ニ関スル件」(厚生省発臨軍第34号)
- (6) 奈良女子高等師範学校長宛厚生省臨時軍事援護部長・文部省普通学務部長連名通牒「戦死者寡婦幼稚園保姆養成ニ関スル件」(厚生省発臨軍第35号)⁽³²⁾

《厚生省発臨軍第28号》「戦死者寡婦ノ小学校教員養成施設ニ対スル国庫助成ノ件通牒」は、宮城県に「戦傷病歿軍人軍属ノ寡婦ノ小学校教員ニ要スル経費トシテ貴県ニ対シ金四千四百四拾壱円交付相成見込ニ付左記各項了知ノ上速ニ事業計画ヲ樹立シ助成金交付申請相成度」と、特設教員養成所設置計画を立て国庫助成金を申請するよう求めた。この通牒によれば、特設教員養成所設置は「府県ノ事業トシテ之ヲ行フコト」になっていた。道府県立である師範学校に附設する以上、厚生省が主導していても府県の事業となるのは当然であった。特設教員養成所設置にかかわる府県に同様の指示があった（他府県については未見である。）。

《厚生省発臨軍第34号》「戦死者寡婦中等教員養成ニ関スル件」に添付してある「戦死者寡婦中等教員養成事業要項」は以下のとおりである

戦死者寡婦中等校教員養成事業要項

一、目的

戦傷病歿軍人軍属ノ寡婦中中等学校教員ニ適スル素質ト教育ニ対スル熱意トヲ有スル者ニ対シ必要ナル学科ヲ授ケ中等学校家事裁縫科教員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

二、名称

東京特設中等学校教員養成所

三、施設

東京女子高等師範学校内ニ養成所ヲ設置シ其経費ハ国庫ヨリ支弁スルモノトス

四、修業年限

修業年限ハ二年トス

五、学科及定員

家事裁縫科 毎年凡三〇名宛

六、入所資格

- (一) 戦傷病歿軍人軍属ノ寡婦（事実上ノ妻タリシ者ヲ含ム）タルコト
- (二) 師範学校又ハ高等女学校卒業者及之ト同等以上ノ学力アリト認定セラレタル者タルコト
- (三) 品行方正・意志鞏固・思想穩健・身体強健ニシテ中等学校教員タルニ適スル者タルコト
- (四) 教員免許令第五条ニ該当セサル者タルコト

七、入所者銓衡方法

- (1) 学力考查
 - 国語（現代文ノ解釈・作文）
 - 数学（少数分数ノ四則・単比例・一元一次方程式）
 - 裁縫（単衣物ノ部分縫）
- (2) 人物考查
 - 入所者決定ニ当リテハ人物考查ニ重キヲ置クコト
- (3) 身体検査

八、願書締切・試験及開所期日

- (1) 各地方庁願書受付締切日 七月三十一日（月）
- (2) 養成所願書受付締切日 八月十五日（火）
- (3) 考查期日 八月二十八日（月）
二十九日（火）
- (4) 開所期日 九月 十一日（月）

九、入所手続

- (1) 入所希望者ハ住所地地方長官ヲ經由シ願書ヲ養成所長宛提出スルコト
- (2) 願書様式
 - 別紙様式第一号
- (3) 願書添附書類
 - (イ) 卒業（修業）證明書又ハ試験検定合格證明書
 - (ロ) 履歴書
 - 別紙様式第二号
 - (ハ) 戦歿者寡婦タルコトヲ證スル市区町村長ノ證明書
 - (ニ) 戸籍謄本
 - (ホ) 写真（手札型ニテ最近撮影セルモノ 裏面ニ氏名ヲ記入スルコト）

十、学科目及毎週教授時数

第六臨時教員養成所規則ニ準スルコト

十一、修業中ノ特典

授業料ハ之ヲ徴収セサルコト

十二、修了後ノ特典

本養成所修了者ニハ無試験検定ニ依リ家事・裁縫科中等教員ノ免許状ヲ授与ス

十三、寄宿舍

生徒ハ特設ノ寄宿舎ニ入舎セシメ人格ノ陶冶竝ニ規律アル共同生活ノ訓練ヲ為スコト但シ許可ヲ得テ自宅又ハ父母等ノ居宅ヨリ通学スルコトヲ得ルコト

寄宿舎ハ子女ヲ擁スル者ノ収容ニ支障ナキ設備トスルコト

十四、服務義務

修了者ハ修了證書受得ノ日ヨリ一年間教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ課スルコト

十五、退所

左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ退所ヲ命スルコト

(一) 素行不良又ハ怠惰ニシテ成業ノ見込ナキトキ

(二) 疾病其ノ他ノ事由ニ因リ学業ヲ継続スルコトヲ得サルニ至リタルトキ

十六、入所ヲ許可シタル者ニ対シテハ誓約書（別紙様式第三号）竝ニ身元引受書（別紙様式第四号）ヲ徴スルコト⁽³³⁾

「東京特設中等教員養成所規則」によれば家事裁縫科の学科目は以下のとおり。

第四条 家事裁縫科ノ学科目ハ修身、公民科、教育、家事、裁縫、理科、手芸、国語、体操及英語（随意科目）トス

同様に第 6 条に規定した学科目課程・毎週教授時数は以下のとおり。

第 1 学年

学科目	時数	教授事項
修身 公民科	2	修養論, 公民科大意, 礼法
教育	2	教育大意
家事	10	衣類整理法, 栄養及調理法 家事経済及簿記
裁縫	12	和服裁縫, 洋服裁縫
理科	3	物理及化学
手芸	1	編物其ノ他
国語	1	講読, 作文
体操	3	体操, 教練, 遊戲及競技
英語	(1)	講読
計	34 (1)	

第 2 学年

学科目	時数	教授事項
修身 公民科	1	公民科大意, 国民道德
教育	2	教育大意, 教授法
家事	11	衣類整理法, 調理法, 住居, 養老, 育児及看護
裁縫	12	和服裁縫, 洋服裁縫
理科	3	物理及化学, 生理及衛生
手芸	1	編物其ノ他
国語	1	講読, 作文
体操	3	体操, 教練, 遊戲及競技
英語	(1)	講読
計	34 (1)	

「教育実習ハ別ニ之ヲ定ム」とあったが、詳細は今は不明⁽³⁴⁾。

《厚生省発臨軍第 33 号》「戦歿者寡婦ノ小学校教員養成ニ関スル件依命通牒」に添付してある「戦歿者寡婦小学校教員養成事業要綱」を以下に掲げる。

戦歿者寡婦小学校教員養成事業要綱

一、目的

戦傷病歿軍人軍属ノ寡婦ニシテ教育者タルニ適スル素質ト教育ニ対スル熱意トヲ有スル者ニ対シ必要ナル教育ヲ施シ小学校教員ヲ養成スルヲ以テ目的トス

二、名称

宮城（東京・岐阜・兵庫・広島・熊本特設小学校教員養成所）

三、施設地

宮城・東京・岐阜・兵庫・広島・熊本ノ各女子師範学校内ニ養成所ヲ設置シ既設設備ヲ利用スルコト

四、経費

施設府県ニ対シ所要経費ヲ国庫ヨリ助成スルモノトス

五、修業年限

一ケ年トス

六、学科及定員

地方ノ実情ニ即応シ尋常小学校本科正教員養成所若ハ小学校専科正教員養成所ノ中適宜其ノ一ヲ置ク

定員ハ各養成所共凡二〇名トス

七、入所資格

- (一) 戦傷病歿軍人軍属ノ寡婦（事実上ノ妻タリシ者ヲ含ム）タルコト
- (二) 高等女学校卒業者及之ト同等以上ノ学力アリト認定セラレタル者タルコト
- (三) 品行方正・意志鞏固・思想穩健・身体強健ニシテ小学校教員タルニ適スル者タルコト
- (四) 小学校令施行規則第四百条ニ該当セサル者タルコト

八、特別入所資格ノ取得

乙種程度ノ女子中等学校卒業者及之ト同程度以上ノ学力ヲ有スル者等ニシテ特ニ入所ヲ志願スル者アルトキハ住所地地方長官ハ本人ノ学校卒業後ニ於ケル経歴及学力補習ノ状況等ヲ調査シ厚生省ニ対シ伺出ツルコト

前項ノ志願者ニシテ適当ト認メタル者ニ対シテハ養成所長ニ於テ特別ノ資格試験ヲ行フコト

資格試験ハ可成考查期日前日ニ之ヲ行ヒ其ノ科目ハ養成所長ニ於テ決定スルコト

九、入所者銓衡方法

- (一) 学力考查
国語・算術竝ニ裁縫ニ付平易ナル考查ヲ行フコト
- (二) 人物考查
入所者決定ニ当リテハ人物考查ニ重キヲ置クコト
- (三) 身体検査
身体検査ハ昭和十三年文部省令第二号学校身体検査規程ニ準ジ行フコト

十、願書締切及試験期日

- (一) 各府県願書受付締切日 七月三十一日（月）
- (二) 養成所所在府県願書締切日 八月 十五日（火）
- (三) 考查期日 八月二十四日（木）
二十五日（金）
- (四) 開所期日 九月 十一日（月）

十一、入所手続

- (一) 入所希望者ハ住所地地方長官ヲ經由シ願書ヲ提出スルコト
- (二) 願書様式（別紙様式第一号）
- (三) 願書添付書類

- (イ) 卒業（修業）証明書又ハ試験検定合格証明書
- (ロ) 履歴書（別紙様式第二号）
- (ハ) 戦歿者寡婦タルコトヲ證スル市区町村長ノ証明書
- (ニ) 戸籍謄本
- (ホ) 写真（手札型ニテ最近撮影セルモノ 裏面ニ氏名ヲ記入スルコト）

十二、学科目及毎週教授時数ハ師範学校講習科ニ準ス

十三、修業中ノ特典

授業料ハ之ヲ徴収セサルコト

十四、修了後ノ特典

本養成所修了者ニ対シテハ履修シタル学科ニ応シ無試験検定ニ依リ尋常小学校本科正教員又ハ小学校専科正教員ノ免許状ヲ授与スルコト

十五、寄宿舎

生徒ハ特設ノ寄宿舎ニ入舎セシメ人格ノ陶冶竝ニ規律アル共同生活ノ訓練ヲ為スコト但シ許可ヲ得テ自宅又ハ父母等ノ居宅ヨリ通学スルコトヲ得ルコト

寄宿舎ハ子女ヲ擁スル者ノ収容ニ支障ナキ設備トスルコト

十六、服務義務

修了者ハ修了證受得ノ日ヨリ一年間推薦シタル地方長官ノ指示ニ從ヒ小学校教員ノ職ニ従事スルノ義務ヲ有スルコト

十七、退所

左ノ一ニ該当スルトキハ退所ヲ命スルコト

- (一) 素行不良又ハ怠惰ニシテ成業ノ見込ナキトキ
- (二) 疾病其ノ他ノ事由ニ因リ学業ヲ継続スルコトヲ得サルニ至リタルトキ

十八、各養成所ニ対スル入所優先取扱区域ヲ左ノ通定ムルコト

- (イ)（宮城）北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・新潟
- (ロ)（東京）群馬・埼玉・茨城・栃木・千葉・東京・神奈川・長野・山梨
- (ハ)（岐阜）富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知
- (ニ)（兵庫）三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
- (ホ)（広島）鳥取・島根・岡山・広島・徳島・香川・高知・愛媛
- (ヘ)（熊本）山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

十九、入所ヲ許可シタル者ニ対シテハ誓約書（別紙様式第三号）竝ニ身元引受書（別紙様式第四号）ヲ徴スルコト⁽³⁵⁾

なお、《厚生省発臨軍第 33 号》には、「戦歿者寡婦小学校教員養成事業要綱」にのっとり「特設小学校教員養成所規程準則」を添付して、設置府県が定めるべき規程のひな型を示した。

師範学校講習科に準ずべき学科目・毎週教授時数は、「宮城特設小学校教員養成所規程」⁽³⁶⁾によれば以下のとおり。

第八条 本養成所ノ学科目ハ修身、公民科、教育、国語、算術、歴史、地理、理科、図画、手工、音楽、体操及裁縫トス

学科課程及毎週教授時数ハ左表ニ依ル

《厚生省発臨軍第 35 号》「戦歿者寡婦幼稚園保育園養育ニ関スル件」に添付した「戦歿者寡婦幼稚園保育園養育事業要綱」を以下に掲げる。

学科目／ 課程時数	課 程	教授時数
修身	道德ノ要旨、憲政自治ノ本義及日常生活ニ必須ナル	二
公民科	法制上經濟上並社会上ノ事項	
教育	教育、教授法及学校管理法並保育法ノ大要、教育実習	六
国語	普通文及小学校教科用読本ノ講読並作文習字	五
算術	整数、分数、少数、諸等数、歩合算、比例、求積	四
歴史	国史ノ大要	二
地理	日本地理及外国地理ノ大要	二
理科	博物、物理、科学ノ大要	三
図画、手工		三
音楽	唱歌、楽器使用法	二
体操	体操、遊戲及競技	三
裁縫	通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方	二
計		三四

戦歿者寡婦幼稚園保姆養成事業要綱

一、目的

戦傷病歿軍人軍属ノ寡婦中幼稚園保姆ニ適スル素質ト熱意ト有ヲスル者ニ対シ必要ナル教育ヲ施シ幼稚園保姆タル者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

二、名称

奈良特設幼稚園保姆養成所

三、施設

奈良女子高等師範学校内ニ養成所ヲ設置シ其ノ経費ハ国库ヨリ支弁スルモノトス

四、修業年限

一ケ年

五、定員

毎年凡三〇名宛

六、入所資格

- (一) 戦傷病歿軍人軍属ノ寡婦（事実上ノ妻タリシ者ヲ含ム）タルコト
- (二) 高等女学校卒業者及之ト同等以上ノ学力アリト認定セラレタル者タルコト
- (三) 品行方正・意志鞏固・思想穩健・身体強健ニシテ幼稚園保姆タルニ適スル者タルコト
- (四) 小学校令施行規則第百四条ニ該当セサル者タルコト

七、特別入所資格ノ取得

乙種程度ノ女子中等学校卒業者及之ト同程度以上ノ学力ヲ有スル者等ニシテ適当ト認ムル者ニ対シテハ養成所長ニ於テ予備試験ヲ行ヒ第八ニ規程スル詮衡ヲ為スコトヲ得ルコト

予備試験ハ可成考查期日前日ニ之ヲ行ヒ其ノ科目ハ養成所長ニ於テ決定スルコト

八、入所者詮衡方法

- (一) 学力考查 場合ニ依リ省略スルモ可ナルコト
- (二) 人物考查 入所者決定ニ当リテハ人物考查ニ重キヲ置クコト

学 科 目	要 項	時 数
修 身	道德ノ要旨	二
教 育	児童心理ノ大要, 教育ノ理論, 家庭教育及管理法ノ大要	四
保 育	育児法, 保育法	四
国 語	普通文ノ講読, 作文, 児童文学ノ鑑賞, 童謡	二
図画及手工	自在画, 簡易ナル手工	三
音 楽	唱歌, 楽器使用法	三
遊戯及体操	遊戯体操	二
理科及園芸	自然観察, 植物ノ栽培及動物ノ飼育	二
保 育 実 習		八
計		三〇

厚生省は《厚生省発臨軍第 32 号》「戦歿者寡婦教員養成ニ関スル件」により、道府県に対して次のように特設教員養成所の趣旨を説明した。

戦傷病歿ノ寡婦ニシテ教育者タルニ適スル素質ト教育ニ対スル熱意トヲ有スル者ニ対シ必要ナル教育ヲ施シ教職員タラシメ以テ其ノ前途ニ新ナル光明ヲ与フルト共ニ将来自活ノ途ヲ得シメ榮譽アル家門ヲ愈々顕揚セシムルハ機宜ヲ得タル措置ト認メラレ候ニ付テハ今般左記ニ依リ教員養成事業ヲ実施スルコトト相成候条一般ニ対シ周知徹底ヲ図リ之ガ目的達成ニ格段ノ御配意相成度

いうまでもなく、戦歿者寡婦の生活不安を解消して「榮譽アル家門」を護らせるために戦歿者寡婦特設教員養成所を設置するので、周知徹底を図るようという趣旨である。

同時に、《厚生省発臨軍第 33 号》「戦歿者寡婦ノ小学校教員養成ニ関スル件依命通牒」、《厚生省発臨軍第 34 号》「戦歿者寡婦中等教員養成ニ関スル件」、《厚生省発臨軍第 35 号》「戦歿者寡婦幼稚園保姆養成ニ関スル件」にもとづき、開設日時、設置箇所、入所資格、出願手続などについて指示した。ただし、《厚生省発臨軍第 32 号》「戦歿者寡婦教員養成ニ関スル件」は、一連の通牒がふれていなかった次の 2 点にも言及していた。

- (1) 志願者が受験に必要な交通費・学資に不足を来す場合には、「授職補導費」から支給する。
- (2) 都府県が推薦した特設教員養成所修了者を推薦都府県で採用すること。

厚生省は、特設教員養成所の概要を説明しながら、道府県が志願者を推薦し、受験の便宜を計らい、なおかつ修了後は就職に責任をもつようにと指示したのである。

厚生省は、1939 年 6 月 29 日に、特設小学校教員養成所設置府県の学務課長・社会課長・女子師範学校長を厚生省に招集して「戦歿者寡婦小学校教員養成事業打合会」を開催した。協議事項は「戦歿者寡婦小学校教員養成事業実施ニ関スル件」であった（《厚生省発臨軍第 31 号》「戦歿者寡婦小学校教員養成事業打合会開催方ニ関スル件」）。打合会には、指示どおりに各府県の学務課長・社会課長・女子師範学校長らが出席し、文部省からは普通学務局長・学務課長らが、厚生省からは臨時軍事援護部長・遺族援護課長・軍事扶助課長らが出席した。厚生省は、先に掲げた 6 月 20 日付の一連の通牒を示して趣旨の徹底を図った⁽³⁹⁾。

厚生省臨時軍事援護部の以上の措置から、それぞれの特設教員養成所の概要と特徴を次のように概括しておこう。

《特設中等学校教員養成所》

- (1) 東京女子高等師範学校に付設し、無試験検定により女子中等学校家事裁縫科教員免許状を

与える。1年間の教員服務義務を課す。

- (2) 修業年限は2年、定員は30人。
- (3) 入所資格は、戦傷病死軍人軍属の寡婦で師範学校または高等女学校卒業者およびこれと同等以上の学力があり、品行方正・意志鞏固・思想穩健・身体強健である者。

学力試験を簡便にする一方で「人物考査」に重きをおくのは、卒業後数年を経ている戦死者寡婦を志願者に募るためにも必要な措置であった。

- (4) 入所願には、「戦傷病死者官等級氏名」、扶養すべき家族の氏名・年齢、「入所中ニ於ケル家族ノ生活」、自宅以外からの通学を希望する理由・滞留先・滞留先世帯主との関係を、履歴書には「戸主トノ続柄」「結婚年月日」、戦歿年月日を記載することになっていた。市町村長による戦死者寡婦である証明も不可欠であった。詳細な記載を求めたのは、既に述べたような頻発する戦死者寡婦を巡るトラブルを背景としていたことはいうまでもない。

- (5) 学科目と毎週教授時数は「第六臨時教員養成所規則」に準ずる。
- (6) 「人格ノ陶冶」と「規律アル共同生活ノ訓練」のために全員を寄宿舎に入れる。ただし、自宅・父母などの居宅からも通学を認める。寄宿舎は「子女ヲ擁スル者ノ収容ニ支障ナキ設備」とするのは、戦死者寡婦には子どもがあることを念頭におく以上当然の措置であった。

《特設小学校教員養成所》

- (1) 女子師範学校に付設し、無試験検定で尋常小学校本科正教員・小学校専科正教員免許状を付与する。1年間の教員服務義務を課す。
- (2) 修業年限は1年。定員は各養成所とも20人。
- (3) 学科目と毎週教授時数は師範学校講習科に準ずる。
- (4) 授業料は徴収しない。
- (5) 託児所を設置した特設寄宿舎に入れる。自宅・父母などの居宅からの通学を認める。
- (6) 入所試験科目は、「平易」な国語・算術・裁縫とする。
- (7) 入所資格は高等女学校卒業または同等以上の学力があると認めたもの。ただし、乙種程度の女子中等学校卒業者に「特別入所資格試験」を課し、合格者には入所資格を認める。

「特別入所資格試験」の対象となる乙種程度の女子中等学校の範囲は、「戦死者寡婦小学校教員養成所及幼稚園保姆養成所特別入所受験資格認定標準」(1940年2月8日)によれば、以下のとおりである。

- 一 高等女学校第三学年ヲ修了シ其ノ成績優良ナルモノ
- 二 小学校専科正教員免許状ヲ有スルモノ
- 三 小学校准教員免許状ヲ有シ一年以上小学校ノ教育ニ従事シタルモノ
- 四 高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年又ハ尋常小学校卒業ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ高等女学校ニ類スル各種学校ヲ卒業シ其ノ成績優良ナルモノ
- 五 高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年又ハ尋常小学校卒業ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ実業学校ニ類スル各種学校ヲ卒業シ其ノ成績優良ニシテ卒業後学力補習ノ実アルモノ
- 六 実業学校ヲ卒業シ其ノ成績優良ニシテ卒業後学力補習ノ実アルモノ

備考

第四項及第五項ノ各種学校及第六項ノ実業学校ハ専門学校入学者検定規程(大正十三年

十二月六日 文部省令第三十一号) 第十一条ニ依ル指定学校以外ノモノトス⁽⁴⁰⁾

(8) 各養成所ごとの入所優先取扱道府県を設ける。

《特設幼稚園保姆養成所》

概略は小学校教員養成所と同様である。しかし、入所者銓衡に際し学力試験は「場合ニ依リ省略スルモ可ナルコト」、「音声検査」を加えることもある、という点は小学校教員養成所とは異なっていた。

ところで、1939年7月5日、奈良女子高等師範学校教官会議における校長報告に興味深い言及があった。校長は特設幼稚園保姆養成所の入所者の年齢は「三十五才以下但シ公表セズ」と述べていたのである。「戦歿者寡婦幼稚園保姆養成事業要綱」にはもちろんのこと、後述する「戦歿者寡婦中等教員 小学校教員 幼稚園保姆 養成所学校 入所志願者要覧」にも入所者年齢制限の記載はなかった。教官会議で明かされるような事実上の入所者年齢制限は特設保姆養成所のみのものであったかどうかは不明である。また、入学試験科目は国語と唱歌であり、唱歌には「主トシテ発声機能ノ考査」なる断りがあった。先述の厚生省通牒では学力試験を省略できるとあったが、実施することにしたのである。校長は「元来ガ軍人軍属ノ寡婦ノ更正ヲ旨トスル救済事業ナルヲ以テコノ事ヲヨク心得テ之ニ当ラザルベカラズ……機会アル毎二本所開設ノコトヲ宣伝ヲ乞フ」とも述べており、「寡婦ノ更正」「救済事業」という文言からは、戦歿者寡婦にたいする「恩恵」臭が立ち昇っている⁽⁴¹⁾。

V 第1回入所試験の実施とその結果

1939年7月25日、北海道は学務部長名で各支庁長・市町村長宛に「戦歿者寡婦教員養成ニ関スル件」を通牒し、志願者を募った。

戦傷病歿軍人軍属ノ寡婦ニシテ教育者タルニ適スル素質ト教育ニ対スル熱意トヲ有スル者ニ対シ必要ナル教育ヲ実施シ教育職員タラシメ以テ其ノ前途ニ新ナル光明ヲ与フルト共ニ将来自活ノ途ヲ得シメ荣誉アル家門ヲ愈顕揚セシムベク今般別紙入所志願者要覧ノ通教員養成事業ヲ実施スルコトト相成候処寔ニ機宜ヲ得タル措置ニ付一般ニ対シ極力周知徹底ヲ図リ之ガ目的達成ニ努メ志願者ヲシ本月末日迄ニ志願書類ヲ当庁ニ到着スル様提出方取計相成度

追テ入所者要覧ハ左ノ通別便ヲ以テ送付候条了知相成度

記

- 一 支庁ノ分 二枚宛直送
- 二 市ノ分 二十枚同
- 三 町村ノ分 四枚同⁽⁴²⁾

他の府県でも一斉に同様の措置をとった。別に送付したという「入所志願者要覧」は『北海道庁公報』には掲載されていないが、宮城県庁文書にある厚生省臨時軍事援護部「戦歿者寡婦中等教員 小学校教員 幼稚園保姆 養成所学校 入所志願者要覧」⁽⁴³⁾がそれにあたる。この「入所志願者要覧」は、先述した3種類の特設教員養成所事業要項・要綱を、目的、名称及所在地、修業年限及定員、入所資格、授業料其ノ他、寄宿舍、修了後ノ特典、試験期日及試験科目、受験者心得、入所許可などの項目にしたがって一つにまとめたものである。ただし、以下に掲げる「授業料其ノ他」「受験者心得」「入学許可」は、3種類の特設教員養成所事業要項・要綱にはなかった項目である。

◇授業料其ノ他

授業料入所検定料ハ免除スルモ食費其ノ他ニ関スル費用ハ本人ノ負担トス 但シ学資
ニ不足ヲ生ズル向ニ対シテハ推薦地方長官審査ノ上必要額ヲ補給ス

◇受験者心得

- 一、当日午前八時迄ニ出頭スルコト
- 二、試験場ニハ筆記用具ヲ携行スルコト
- 三、試験答案用紙ハ試験場ニテ交付ス

◇入所許可

合格者氏名ハ直チニ同養成所内ニ掲示スルト共ニ本人ニ対シテハ郵便ヲ以テ其ノ旨ヲ
通知ス

其ノ他詳細ハ道府県学務課若ハ社会課又ハ養成所或ハ厚生省臨時軍事援護部遺族援護
課若ハ文部省普通学務局学務課ニ問合セラレ度

奈良女子高等師範学校では、1939年8月10日に「特設保姆養成所ニ関スル会議」を開催し、
校長が「養成所ノ性質、各学科ノ分担、教育ノ方針」について説明した。発足に当たって事前
に趣旨の徹底と準備を行ったのである。会議記録によれば、それらは以下のようであった。

一、校長ヨリ本養成所ノ性質、各学科分担、教育ノ方針ニツキ示サル

1. 今回設ケラル、モノハ学校外ノモニテ厚生省所管ノ下ニアリ文部省ト協力シテ実施
スル
2. 出来ルダケ現在ノマ、ノ組織ニテ進マントス、森川教授先頃退官セラレタレドモ主
事ハ当分之ヲ措カズ校長直接管理ス……特設保姆養成所ノ学級主任ハ小川教授ニ之ヲ
委嘱ス、尚保育実習ハ統一上両者（もう一方は既設の幼稚園保姆養成科——逸見）ヲ
通ジテ小川教授ニ委嘱ス
3. 第二学期（特保ハ第一学期）ハ主トシテ学科ヲ教授シ之ニ特別ナル実習ヲ加フルコ
ト、ス

各学科受持左ノ如シ

修身	二.	一時間国民道德	伊藤
		一時間実践道德	
教育	四.	児童心理	二. 本庄
		教育学	二 真田
保育	二.	保育法	二 小川
		育児法	二 吉野
国語	二.		
図画及手工	三		横井
音楽	三		宮城
遊戯及体操	二.		一 小山田
		(幼稚園遊戯)	一 小林
理科及園芸	二	理科	一 久末
		園芸	一 福井

残りノ八時間ハ左ノ通り配当ス

図画実習 二. 音楽練習 二 (江口保姆)
(指導)

保育実習見学 四

4. 教育ノ方針ニツイテハ左ノ諸点ニ留意ヲ望ム

- (1) 人生ノ最大不幸ニ遭遇セシ人ノ心情ヲ立テ直シ亡夫ノ心ヲ嗣イデ更正ノ途ヲタドラシメンコトニ思フ致シ同情ヲ以テ之ニ接スベキハ勿論ナレドモ一方ニハ生徒ナルヲ以テ規律ハ恪守セシムベキコト
- (2) 学力ハ不同ナルベク且ツ基礎知識モ低カルベキモ学力ニ重キヲ置カズ實習ニ力ヲ注グヤウニセラレタシ
- (3) 幼稚園ノ教育ハ子供本位ニ自由主義ヲ主トスル一方国民教育ノ出発点ナルヲ以テ国体ノ本義ニ本ツク教育ノ基礎ヲ作ルニアルガ故ニ保姆ノ教育モ亦此ノ趣旨ノ徹底ヲ期シタシ尚軍隊トノ関係ヲモ顧慮スルヲ要ス

二、左ノ諸項ニツキ打合アリ

国語ノ内容 童謡、童話ノ解説、鑑賞ニ力ヲ注グコト

体操服 本校生ノモノト同型ニシ材料ト型紙トヲ示シテ自製セシム

理科ノ内容	従来ノ保姆養成所ハ植物ノミヲ教ヘシモ玩具、童謡、図画等ニ現ハル、動物ノ習性ナドニツキ教授ス
-------	---

實際ニ栽培，飼育ヲナサシメントセバ理科及園芸ニ時間ニテハ時間不足ナリト福井教授ヨリ提言アリ

本校ト幼稚園トノ連絡 コノ点従来欠ケタル処アリ今後留意ヲ望ム

小児科医ノ講話 保母側ヨリ希望アリ⁽⁴⁴⁾

校長は特設保姆養成所を「学校外ノモノ」「厚生省所管」と説明した。教育方針では、入所者は基礎学力が低いとので実習に重点を置くとして強調した。規定上は国語は「普通文ノ講読、児童文学ノ鑑賞」とあったのに、校長は童謡・童話の解釈・鑑賞に力を注ぐようにと説いた。また、規定上は保育実習を8時間課すことになっているが、ここでは「保育実習見学」4時間となっている。校長は短期間の修業期間を念頭においたであろう。「国体ノ本義」を対置するが、幼稚園教育は「子供本位ノ自由主義ヲ主トスル」というのも興味深い。「軍隊トノ関係ヲ顧慮スル」とは何を指すのかを判断できる史料は今はない。

今は奈良女子高等師範学校以外は不明であるが、いずれの設置予定校でも準備のために同様の会議を開催したことであろう。

中等教員養成所は1939年8月28・29に東京女子高等師範学校で、小学校教員養成所は8月24・25日に宮城・東京・岐阜・兵庫・広島・熊本各女子師範学校で、幼稚園保姆養成所は8月24・25日に奈良女子高等師範学校で、入所試験を実施した⁽⁴⁵⁾。

各養成所の志願者と合格者は〈表-4〉のとおりである。

先に述べたように、定員は中等学校教員養成所が 30 人、小学校教員養成所が各 20 人、幼稚園保姆養成所が 30 人であった。定員以上の合格者を確保したのは、中等教員養成所と兵庫・広島・熊本小学校教員養成所であり、宮城・東京・岐阜小学校教員養成所と奈良幼稚園保姆養成所は定員を下回った。合格者が定員を上回った広島・熊本小学校教員養成所から宮城・東京・岐阜小学校教員養成所へ振り替えて、入所者の均等を図ったが、宮城・岐阜小学校教員養成所はなお定員に満たなかった。幼稚園保姆養成所は定員のほぼ半数の入所者を得たにとどまった。

〈表－４〉戦歿者寡婦特設教員養成所入所志願者・合格者（1939年）

	受験者 (出願者)	合格者	入所者	合格発表後の移動	他の養成所との振替
東京特設中等教員養成所	87(95)	32	32*		
宮城特設小学校教員養成所	16(18)	16	17		広島から1
東京特設小学校教員養成所	18(18)	18	21	病気による取止め1 中等教員養成所へ1	広島から3 熊本から2
岐阜特設小学校教員養成所	18(21)	15	19		広島から3 熊本から1
兵庫特設小学校教員養成所	24(26)	20	20		
広島特設小学校教員養成所	36(41)	29	22		東京へ3 宮城へ1 岐阜へ3
熊本特設小学校教員養成所	34(43)	29	24		東京へ2 岐阜へ1
小 計		127	123		希望なし1**
奈良特設幼稚園 保母養成所	20(22)	18	17	中等教員養成所へ1	

* 東京小学校教員養成所と奈良保母養成所からそれぞれ1人が中等学校教員養成所へ変更しているのが正しければ、34となるはずである。

** 「希望なし」は理解できない。他の養成所へ転入した者が4人なら入所決定者は25人となるはずである。いずれかの数字が誤植である。

(出典)「戦歿者寡婦教員養成所の概況」(『内務厚生時報』第4巻第10号、1939年10月15日、40頁。)

合格者の年齢・学歴構成はそれぞれ〈表－５〉〈表－６〉のとおり。

高等女学校卒業者は137人で、全体の85%を占めた。中等教員養成所では全員が高等女学校を卒業していた。小学校教員養成所では高等女学校卒業者は97人で77%を占めたが、実業学校卒業者も29人で23%を占めた。また、幼稚園保母養成所では補修学校・青年学校・実業学校卒業者が18人中10人で56%を占めた。小学校教員養成所・幼稚園保母養成所について、高等女学校以外の中等教育機関修了者に対して資格試験を課して入所対象を拡大しておいた意味は大きかった。

177人の合格者のうち扶養すべき児童をかかえていたのは127人(72%)で、その内訳は〈表－７〉のとおりである。

扶養すべき児童が1人は63人、2人は33人、3人は18人、4人は4人、5人は9人であった。合格者の約半数が1人ないし2人の子どもをかかえていた。

合格者の夫たちの兵・下士官・将校の階級は〈表－８〉のとおり。

合格者の属性を判断できる史料を欠いたまま、各養成所の合格者に対する階級ごとの百分比を下段に掲げた。それによれば、中等教員養成所では、兵が12.5%、下士官が12.5%、尉官が56.7%、佐官が9.4%であり、将校だけで66.1%を占めた。小学校教員養成所では、下士官が47.5%で最も多く、兵と尉官がそれぞれ26.1%と26.7%であった。幼稚園保母養成所では、兵が5.6%、下士官が50.0%、尉官が54.5%であり、佐官は皆無であった。特設教員養成所全体

〈表－５〉戦歿者寡婦特設教員養成所合格者年齢構成（1939年）

	20 以下	21～25	26～30	31～35	35 以上	計
中等教員養成所	1	10	17	4	—	32
小学校教員養成所	4	54	59	9	1	127
幼稚園保姆養成所	—	7	9	2	—	18
計	5	71	85	15	1	177

（出典）「戦歿者寡婦教員養成所の概況」（『内務厚生時報』第4巻第10号，1939年10月15日，41頁。）

〈表－６〉戦歿者寡婦特設教員養成所合格者の学歴構成（1939年）

	補習学校	青年学校	実業学校	師範学校	高等女学校	計
中等教員養成所	—	—	—	—	32	32
小学校教員養成所	—	—	29	1	97	127
幼稚園保姆養成所	4	1	5	—	8	18
計	4	1	34	1	137	177

（出典）「戦歿者寡婦教員養成所の概況」（『内務厚生時報』第4巻第10号，1939年10月15日，41頁。）

〈表－７〉扶養児童を抱えている特設教員養成所合格者と扶養児童数

	1人を 有する者	2人を 有する者	3人を 有する者	4人を 有する者	5人を 有する者
中等教員養成所	19	6	3	—	—
小学校教員養成所	32	21	15	4	9
幼稚園保姆養成所	9	6	—	—	—
計	63	33	18	4	9

（出典）「戦歿者寡婦教員養成所の概況」（『内務厚生時報』第4巻第10号，1939年10月15日，41頁。）

〈表－８〉戦歿者寡婦特設教員養成所合格者の夫の軍隊における階級（1939年）

	二等 兵	上等 兵	伍 長	軍 曹	曹 長	准 尉	少 尉	中 尉	大 尉	少 佐	中 佐	合 計
中等教員養成所 (%)	0 0	4 12.5	4 12.5	3 9.4	0 0	2 6.3	3 9.4	6 19.8	7 21.9	1 3.1	2 6.3	32
小学校教員養成所 (%)	1 0.1	33 26.0	30 23.6	16 12.6	10 7.8	7 5.5	8 6.3	13 10.2	6 4.7	1 0.1	0 0	127
幼稚園保姆養成所 (%)	0 0	1 5.6	4 22.2	2 11.1	3 16.7	2 11.1	3 16.7	3 16.7	0 0	0 0	0 0	18
計 (%)	1 0.1	38 21.5	38 21.5	21 11.9	13 7.3	11 6.2	14 7.9	24 13.6	13 7.3	2 1.1	2 1.1	177

（出典）「戦歿者寡婦教員養成所の概況」（『内務厚生時報』第4巻第10号，1939年10月15日，41頁。）備考」に「海軍関係四名アリ」とあるが，どの部分を指すのかは不明。

では，兵が21.6%，下士官が40.7%，尉官が35.0%，佐官が2.2%であった。このような階級構成になったのは，特設教員養成所入所資格を高等女学校卒としたことと関係があるかもしれない。

ところで、東京中等教員養成所・宮城小学校教員養成所の入所者については、やや詳細に知ることができる。

東京中等教員養成所入所者の出身学校・年齢・子どもの数・寄宿舍入所者・夫の階級は〈表-9〉のとおり。

「戦歿者寡婦教員養成所の概況」(『内務厚生時報』第4巻第10号)では全員が高等女学校卒業となっているが、3人の女子師範学校卒業者と1人の実科高等女学校卒業者がいた。「戦歿者寡婦教員養成所の概況」ではいずれも高等女学校卒業と見做したということであろうか。28人は寄宿舍を利用し、そのうち8人が子どもを伴っていた。寄宿舍へ伴った子どもは合計14人であった。扶養すべき子どもがいなかったのは4人だけである。20人は留守宅へ預けていたということであろうか。通学していた8人中7人には子どもがあつたが、留守宅という区分がある以上、寄宿舍における以外に同居の例はなかったということかもしれない。

宮城小学校教員養成所については、入所者の年齢・子どもの有無・職業・戦死した夫の軍における階級が判明する。それらを〈表-10〉に掲げた。

17人中12人が子どもを抱えていた。夫の軍隊における階級は、下士官が最も多く10人を占めた。兵は5人で、将校(尉官)は2人に過ぎなかった。ここでは、合格者の出身学校は不明である。

各養成所は、1939年9月11日に一斉に開所式を挙行了した。

開所式に先立ち、1939年9月6日、軍事保護院は援護局長名で宮城県知事宛に軍事保護院総裁本庄繁の祝辞を送付し代読を依頼した⁽⁴⁶⁾。祝辞には「前途ニ光明ヲ与ヘ自立ノ途ヲ得シメ榮譽アル家門ヲ顕揚セシムル上ニ於テ最モ機宜ヲ得タル措置デアリマス」とあつた。軍事保護院は、特設教員養成所は、戦歿者寡婦に職業を保障することで戦死に伴う遺家族の生活不安を解消する措置であることを改めて強調した。また、「立派ナ教育者」となり「榮譽アル家門」の「顕揚」と「銃後婦人ノ儀表」ともなるよう呼びかけたのである。1939年9月12日付『東京朝日新聞』(夕刊)は、開所式の模様を「戦傷勇士や未亡人ノ教壇に晴れの首途ノけふ教員養成所開く」と報じた(この記事では入所者は174人となっている)。それによれば、東京中等教員養成所では、軍事保護院総裁、文部大臣代理文部省普通学務部長らが参列して、午前9時半に開会し、宮城遙拝・国歌斉唱・教育勅語奉読の後に、所長(東京女子高等師範学校長)が入所許可を申し渡し、生徒総代が「所則に従つて学業の修得と品性の陶冶に務めます」と誓約書を朗読した。その後所長が告示を、軍事保護院総裁が祝辞を述べた。

こうして戦歿者寡婦177人は、経済的な自立・家門の顕揚・「銃後婦人ノ儀表」という課題を背負いながら、教員を目指す第一歩を踏み出した。

〈表－ 9〉 戦歿者寡婦特設中等教員養成所入所者の学歴・年齢・扶養児童数・寄宿舍入所者・夫の軍隊における階級（1939 年）

氏名	出身学校	年齢	子ども数（年齢）		入舎 通学	夫の階級
			同 伴	留 守 宅		
1	八女津高女	28.1		男 1(6) 女 1(5)	通学	歩上等兵
2	熊本第一高女	31.6	男 2(10,8) 女 1(5)		入舎	歩上等兵
3	高松高女	24.8		男 1(4)	入舎	輜重上等兵
4	磐城高女	23.1		女 1(4)	入舎	歩伍長
5	佐川高女	24.8		女 1(3)	入舎	歩伍長
6	松山高女	25.9		男 1(3)	入舎	歩伍長
7	鹿児島女師	27.0	男 1(5)		入舎	歩伍長
8	東京第五高女	23.2		男 1(5)	通学	歩軍曹
9	滋賀女子師	31.9	女 1(4)		入舎	歩軍曹
10	滑川高女	26.7		男 1(6) 女 2(8,4)	入舎	歩軍曹
11	大村高女	23.1		女 1(4)	通学	海兵曹長
12	高瀬高女	29.1		男 1(6)	入舎	陸准尉
13	熊谷高女	25.1			入舎	陸准尉
14	久留米高女	24.2	男 2(5,4)		入舎	騎准尉
15	揖斐実業	27.9		男 1(6)	入舎	歩少尉
16	徳山高女	29.2	男 2(9,3) 女 1(6)		入舎	工少尉
17	釜山高女	26.4		女 1(5)	通学	歩中尉
18	岡山女師	27.8	女 1(6)		入舎	歩中尉
19	札幌市高女	30.0	男 1(4)		入舎	歩中尉
20	岡谷高女	28.3		女 1(4)	入舎	歩中尉
21	日出高女	26.7		女 1(5)	通学	歩中尉
22	横須賀高女	28.8		男 1(8) 女 1(4)	入舎	歩中尉
23	宇治山田高女	24.2		男 1(7) 女 1(5)	入舎	歩大尉
24	七尾高女	28.0			入舎	歩大尉
25	第一岡山高女	27.1		男 1(6)	入舎	歩大尉
26	福島高女	25.2		女 1(5)	入舎	歩大尉
27	生野高女	28.8			入舎	輜重大尉
28	岡崎市高女	29.5		女 2(10,7)	通学	歩大尉
29	谷地高女	20.7		男 1(4)	入舎	歩大尉
30	高山高女実科	26.11			通学	輜重少佐
31	岐阜高女	31.10	男 1(10) 女(12)		入舎	歩中佐
32	東京第三高女	36.0		男 1(16)	通学	騎中佐

（出典）『昭和十五年度 東京特設中等教員養成所一覧』25～26 頁から作成。「戦歿者寡婦教員養成所の概況」（『内務厚生時報』第 4 巻第 10 号）では上等兵が 4 となっているが、ここでは 3 しか確認できない。氏名を伏せて番号で記した。

〈表－10〉戦歿者寡婦宮城特設教員養成所入所者の年齢・前職・夫の軍隊における階級（1939年）

氏名	年齢	子ども	職業	夫の階級
1	26.6	男1	なし	歩上等兵
2	27.11		裁縫業	歩上等兵
3	24.5	不明	なし	歩上等兵
4	26.2		なし	歩上等兵
5	22.4	男1	保姆	輜重上等兵
6	29.7	男1女3	なし	歩伍長
7	32.0	女1	授産場指導員	歩伍長
8	32.2	男1	なし	歩伍長
9	31.4		なし	歩伍長
10	26.2	女1	洗濯業	歩伍長
11	38.1		なし	歩伍長
12	32.4	男2	なし	歩軍曹
13	26.6	女1	代用教員	歩軍曹
14	21.9	女1	なし	歩軍曹
15	27.7	女1	なし	砲軍曹
16	23.11	男1女1	なし	歩少尉
17	23.4	男1	なし	歩中尉

（出典）宮城特設小学校教員養成所長丹澤美助「入所許可者報告」（1939年9月5日付宮城県知事戸塚九一郎宛）、『昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所 関係』。
氏名を伏せて番号で記した。

《注》

- (1) 若桑みどり『戦争がつくる女性像』筑摩書房、1995年、185～187頁。『主婦之友』はお茶の水図書館所蔵本を利用した。
- (2) わずかに拙著『師範学校制度史研究——15年戦争下の教師教育』（北海道大学図書刊行会、1991年、162～167頁）が、それらの存在に言及しているにすぎない。
- (3) 『日本遺族通信』1950年9月15日。縮刷版によった。
- (4) 厚生省引揚援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい、1978年。別に添付してある「附図」から作成した。
- (5) 一番ヶ瀬康子編『日本婦人問題集成』第6巻、ドメス出版、1978年、534～537頁。
- (6) 同上、538～541頁。
- (7) 同上、566～589頁。
- (8) 同上、608～613頁。
- (9) 「支那事変に於ける出征（戦傷死）者遺家族の動向に関する調査（昭和十四年一月末報告現在）」『思想月報』第56号、1939年2月、3～5頁。
- (10) 小原ミチ「あれから二十年」、菊池敬一・大牟羅良編『あの人は帰ってこなかった』岩波書店、1964年、10～11頁。結婚5ヶ月後の1942年10月に夫は召集され、1944年4月12日ニューギニアで26歳で戦死した。ミチは20歳で妊娠2ヶ月だった。
- (11) 同上、167頁。

- (12) 秋田県警察史編さん委員会編『秋田県警察史』下巻, 秋田県警察本部, 1971 年, 311～313 頁。
- (13) 同上, 313 頁。
- (14) 『思想月報』第 54 号, 1938 年 12 月, 171 頁。
- (15) 『思想月報』第 64 号, 1939 年 10 月, 284 頁。
- (16) 大阪府中河内郡三宅村, 中わき・33 歳, 「自昭和十三年五月至昭和十四年六月 大阪控訴院管内支那事変に因る社会情勢調査書(大阪控訴院検事局報告)」『思想月報』第 64 号, 1939 年 10 月, 289 頁。
- (17) 『内務厚生時報』第 3 巻第 9 号, 1938 年 9 月, 71 頁。
- (18) 『内務厚生時報』第 4 巻第 6 号, 1939 年 6 月, 121～122 頁。
- (19) 同上, 30 頁。
- (20) 軍事保護院編・発行『軍人援護事業概要』1940 年, 277～278 頁。
- (21) 同上, 278 頁。
- (22) 同上, 312～315 頁。
- (23) 同上, 312 頁。
- (24) 軍事保護院編・発行『昭和十五年度軍人援護事業概要』1942 年, 201～204 頁。
- (25) 同上, 172 頁。
- (26) 同上, 174～176 頁。
- (27) 「荒木文部大臣訓示要領(昭和十四年五月四日)」『内務厚生時報』第 4 巻第 6 号, 1939 年, 21 頁。
なお, 「白衣の勇士達を教壇に立たせやうという計画」すなわち傷痍軍人教員養成所については, 拙著『師範学校制度史研究』第 3 章「傷痍軍人教員養成所の設置」を参照されたい。
- (28) 『内務厚生時報』第 4 巻第 6 号, 1939 年 6 月, 122 頁。
- (29) 「昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所 関係」宮城県総務部総務課文書保存室所蔵。
- (30) 同上。欄外に 5 月 18 日に「決済済」, 同日発送したことを示す「済済」というゴム印を押している。
- (31) 同上。
- (32) 同上。いずれも 1939 年 6 月 29 日に厚生省が開催した「戦没者寡婦小学校教員養成事業打合せ」で配布したもの。
- (33) 同上。
- (34) 『昭和十五年度 東京特設中等教員養成所一覧』5～6 頁。奥付はない。「昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所 関係」。
- (35) 「昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所 関係」。
- (36) 1939 年 8 月 29 日付軍事保護院援護局長宛宮城県知事報告学務部起案原議「宮城県特設教員養成所規程制定ノ件」, 「昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所 関係」。
- (37) 「昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所 関係」。
- (38) 『奈良特設保姆養成所規則』4～5 頁。奥付はない。「国語」のうち作文と童謡は鉛筆による書込みである。奈良女子大学所蔵。閲覧と複写については山田昇氏の御協力を得た。
- (39) 「復命書」, 「昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所 関係」。
- (40) 各支庁長・各市町村長宛学務部長通牒「戦没者寡婦及幼稚園保姆養成事業ニ関スル件」『北海道庁公報』第 2108 号, 1940 年 2 月 8 日, 15 頁。
- (41) 奈良女子高等師範学校『昭和十四年一月 会議事項録 教務課』1939 年 7 月 5 日の条。奈良女子大学所蔵。

- (42) 『北海道庁公報』第1949号, 1939年7月25日, 19頁。
- (43) 「昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所 関係」。
- (44) 奈良女子高等師範学校『昭和十四年一月 会議事項録 教務課』1939年7月5日の条。奈良女子大学所蔵。
- (45) 『内務厚生時報』第4巻第9号, 1934年9月15日, 42頁。
- (46) 「昭和十八年 学事 師範学校 教員養成所 関係」。